

令和 7 年 10 月

お客さま各位

小田原第一信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について（その 2）

令和 3 年 6 月に政府で閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受けて、金融機関では「令和 9 年 3 月末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

先般、令和 7 年 8 月に以下の対応をご案内させていただきました。

- ①当座預金の新規口座開設の停止日：令和 7 年 10 月 1 日（水）
- ②「当座預金（一般当座）」で払戻請求書によるお支払いを開始
お取扱開始日：令和 7 年 12 月 1 日（月）
- ③手形帳・小切手帳の発行停止
発行終了日：令和 8 年 3 月 31 日（火）

今般、以下について新たに対応開始時期を定めましたのでご案内申し上げます。
諸事情ご賢察のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【当組合と当座預金取引をいただいているお客様】

- 1. 手形・小切手の最終振出期限：令和 8 年 9 月 30 日（水）
最終期限以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができない場合がございます。ご注意ください。

【全てのお客様】

- 1. 他行を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付終了：令和 8 年 3 月 31 日（火）
入金先の口座は、当座預金その他、普通預金、貯蓄預金等各種預金全般です。
- 2. 手形・小切手の取立受付停止：令和 9 年 3 月 25 日（木）
令和 9 年 3 月 25 日をもって、手形・小切手の取立受付を停止いたします。なお、令和 9 年 4 月 1 日以降を期日とする手形・小切手については、既に取立受付を停止しております。

以 上